

狹山市保育所等入所調整基準表

◆基準指数

分類	保護者の状況		基準指数		
	類型	細目	父	母	
1	就労	月155時間以上の就労の場合	18	18	
		月140時間以上月155時間未満の就労の場合	16	16	
		月120時間以上月140時間未満の就労の場合	14	14	
		月100時間以上月120時間未満の就労の場合	12	12	
		月80時間以上月100時間未満の就労の場合	10	10	
		月64時間以上月80時間未満の就労の場合	8	8	
		内職での就労(加算はなし)	8	8	
	加算(重複可)	週5日以上	2	2	
	居宅外就労	2	2		
2	基準未満就労	月64時間未満の勤務の場合(保育所等入所後勤務拡大希望有)	6	6	
		月64時間未満の勤務の場合(保育所等入所後勤務拡大希望無)	-10	-10	
3	内定	月155時間以上の就労の場合	16	16	
		月140時間以上の155時間未満の就労の場合	14	14	
		月120時間以上月140時間未満の就労の場合	12	12	
		月100時間以上月120時間未満の就労の場合	10	10	
		月80時間以上月100時間未満の就労の場合	8	8	
		月64時間以上月80時間未満の就労の場合	6	6	
4	求職中	保育所等入所申込み時における確約書提出者(入所後2か月以内に勤務開始)	3	3	
5	就学	就職に必要な技能習得のために職業訓練校、専門学校、大学などに通学している場合(趣味的なものは除く)	18	18	
		就職に必要な技能習得のために通信教育等の居宅内就学している場合(趣味的なものは除く)	8	8	
6	不存在	死亡、離別、行方不明、拘禁等	48	48	
7	出産	出産予定日の産前6週(又は14週)から産後8週間の期間にあつて、出産の準備、休養を要する場合	-	22	
8	疾病、傷病 心身障害	疾病・傷病	1か月以上入院している場合(予定も含む)	22	22
			自身の起居にも困難があり、育児はできない状態である	22	22
			自身の身のことはできるが、育児はできない状態である	20	20
			患者の症状改善のため、週4日程度育児を休むことが望ましい	18	18
			指定用紙以外の診断書の交付を受けている場合	16	16
	心身障害	身体障害者手帳1・2級、療育手帳①・A、精神障害者保健福祉手帳1・2級に該当する場合	22	22	
		身体障害者手帳3級、療育手帳B・C、精神障害者保健福祉手帳3級に該当する場合	18	18	
身体障害者手帳4級以下に該当する場合		14	14		
9	介護(看護)	児童(身体障害者手帳1級・療育①・Aの交付を受けている)を介護・看護している場合	20	20	
		児童(身体障害者手帳2級・療育B・Cの交付を受けている)を介護・看護している場合	16	16	
		児童(上記以外)を介護・看護している場合	14	14	
		成人(手帳1、2級または介護度4、5の同居一親等)を介護・看護している場合	19	19	
		成人(上記以外)を介護・看護している場合	13	13	
	加算	居宅内	2	2	
10	児童虐待	保護者が児童を虐待していることが明らかな場合	30	30	
11	災害	火災・地震等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当たれない場合	30	30	
12	市長の認める特例	前各号に掲げるものの他、保育が必要と認められた場合	30	30	

◎基準指数については父母それぞれ該当する指数について採点する。複数類型に該当する場合は、一番配点の高い類型の基本指数によるものとする。